

浜松市都市再開発法第66条第1項の規定に基づく許可に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)第66条第1項の規定に基づく第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可について、必要な事項を定める。

(許可申請)

第2条 法第66条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可申請書(第1号様式)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 配置図(縮尺1/500以上)
- (4) 各階平面図(縮尺1/200以上)
- (5) 立面図(縮尺1/200以上)
- (6) 2面以上の建築物その他工作物及び物件又は土地の断面図(縮尺1/200以上)
- (7) 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行おうとする場合は、矩計図又は構造がわかる図面
- (8) 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は、当該行為の内容を明らかにする書類
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項に規定する申請書は、正本及び副本の2通とする。

(施行者の意見)

第3条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、法第66条第2項の規定により、当該事業の施行者に対し意見書(第2号様式)の提出を求めるものとする。

(許可)

第4条 市長は、法第66条第1項に規定する許可をするときは、市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可書(第3号様式)を交付するものとする。

(不許可)

第5条 市長は、法第66条第1項に規定する許可をしないときは、その旨を市街地再開発事業施行地区内における建築行為等不許可通知書(第4号様式)をもって通知する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)
 申請者
 氏名(名称及び代表者氏名) 印

市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可申請書

都市再開発法第66条第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可を申請します。

記

1 市街地再開発事業の名称				
2 行為地の所在及び地番				
3 行為の種類別		土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、重量が5トンを超える物件の設置又は堆積		
4 行為の内容	建 築	構 造	(階数) (主要構造部) 階 造	
		新築、改築等の別	新 築、 増 築、 改 築、 移 転	
		面 積	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 延べ面積 m ²	
	その他の行為	用 途	住宅、店舗、工場、倉庫、その他()	
		目 的		
		内 容		
		面 積	敷地面積 m ² 行為面積 m ²	
5 行為の期間		許可の日から 日以内に着手 着工の日から 日以内に完了		
6 土地の利用関係		自己所有地、借地、占用許可地、その他()		

申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

市街地再開発事業(個人施行者又は組合)の名称

施行者(代表者)の氏名

印

意見書

都市再開発法第66条第1項に規定する第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等について、同法同条第2項の規定により、次のとおり意見します。

記

市街地再開発事業 の 名 称	
行 為 地 の 所 在 及 び 地 番	
意 見 欄	
事業との関連	支障がない、 支障があるがやむをえない、 支障がある
理 由	

様

浜松市長 氏 名

市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可書

年 月 日付けで申請のあった建築行為等については、都市再開発法第66条第1項の規定により、次のとおり許可します。

記

1 市街地再開発事業の名称			
2 行為地の所在及び地番			
3 行為の種類別		土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、重量が5トンを超える物件の設置又は堆積	
4 行為の内容	建 築	構 造	(階数) (主要構造部) 階 造
		新築、改築等の別	新 築、 増 築、 改 築、 移 転
		面 積	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
		用 途	住宅、店舗、工場、倉庫、その他()
	その他の行為	目 的	
		内 容	
		面 積	敷地面積 m ² 行為面積 m ²
5 行為の期間		許可の日から 日以内に着手 着工の日から 日以内に完了	
6 土地の利用関係		自己所有地、借地、占用許可地、その他()	
都市再開発法第66条第3項の規定による許可条件			

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に静岡県知事に対して審査請求をすることができる。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されている。)なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。
- この処分については、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

様

浜松市長 氏 名

市街地再開発事業施行地区内における建築行為等不許可通知書

年 月 日付けで都市再開発法第66条第1項の規定により申請のあった下記の建築行為等については、下記の理由により不許可としましたので通知します。
記

1 市街地再開発事業の名称			
2 行為地の所在及び地番			
3 行為の種類別			土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
4 行為の内容	建 築	構 造	(階数) (主要構造部) 階 造
		新築、改築等の別	新 築、 増 築、 改 築、 移 転
		面 積	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
		用 途	住宅、店舗、工場、倉庫、その他()
	その他の行為	目 的	
		内 容	
		面 積	敷地面積 m ² 行為面積 m ²
5 行為の期間			許可の日から 日以内に着手 着工の日から 日以内に完了
6 土地の利用関係			自己所有地、借地、占用許可地、その他()
不許可理由			

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に静岡県知事に対して審査請求をすることができる。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されている。)なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。
- この処分については、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。